

特定非営利活動法人日本高血圧学会 会員に関する細則

第1条(会費)

会員の年会費を次のようにする。

| | |
|-------------|---------|
| 正会員(個人・団体) | 金 1 万円 |
| 準会員(個人) | 金 5 千円 |
| 賛助会員(個人・団体) | 金 10 万円 |

功労会員および名誉会員は年会費の納入を要しない。

第2条(会費の免除)

前条の正会員または準会員の年会費は特別の事情がある場合は、その旨を申請することにより年度単位で免除の取り扱いを受けることができる。この取り扱いを希望する者は、原則として年度開始の1ヶ月前までに、理由、期間(年度単位)等を記載した理事長あての所定の様式による申請書を総務担当委員会に提出し、総務担当委員会委員長および理事長が以下の基準に則り承認の可否を判断する。

イ) 海外留学、出産、長期の療養、及び育児(満2歳まで)など、止むを得ない事情により第5条または第6条の権利の全部または一部の行使が難しいと認められる。

ロ) イの事情による会費免除期間が終了したのちも会員継続の意思があると認められる。

第2条(評議員費)

評議員は、評議員費として、別に年額 5,000 円を納入しなければならない。

第3条(特別正会員〔FJSH〕費)

特別正会員(FJSH)は、特別正会員(FJSH)費として、別に年額 5,000 円を納入しなければならない。

なお、特別正会員(FJSH)制度の運用は、別に定める特別正会員(FJSH)制度に関する規定に従う。

第4条(兼任者の場合の特例)

評議員(第2条)と特別正会員(第3条)を兼任する場合は、両者を一括して年額 5,000 円を支払うことで足りる。

第5条(正会員の権利)

正会員には次の権利がある。

- (1) 通常社員総会に出席して表決を行い、また意見を述べること。
- (2) 役員、評議員、特別正会員の資格を有することができること。

- (3) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (4) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。
- (5) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。
- (6) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。

第6条(準会員の権利)

準会員には次の権利がある。

- (1) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (2) 別途理事会が定めるところにより、本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。
- (3) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。
- (4) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。

第7条(賛助会員の権利)

賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (2) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。
- (3) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。
- (4) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。

第8条(功勞会員・名誉会員の権利)

名誉会員および功勞会員には次の権利がある。

- (1) 通常社員総会に出席して表決を行い、また意見を述べること。
- (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (3) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。
- (4) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。
- (5) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。

第9条(補足)

この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

附則

- 1.この細則は、特定非営利活動法人の設立認証を受けた日から施行する。
- 2.本細則は一部改定の上、令和4年12月18日から施行する。